

② 保育所等入所申込に関する確認事項（確認書）

（宛先）茅ヶ崎市長／茅ヶ崎市福祉事務所長

以下、必ず全ての項目を読み、同意の上、チェックしてください。

子ども・子育て支援法に基づく事務手続きに関すること

- 給付認定について、事務手続きに時間を要するため、申請から30日以上経過後に認定する場合があります。
- 記載したマイナンバーを関係機関との情報連携に使用することに同意します。
- 保育料算定に必要な場合は、世帯構成員のマイナンバーを職権で閲覧し、関係機関との情報連携に使用することに同意します。
- マイナンバー連携において、税情報が取得できなかった際は、課税・非課税証明書を求める場合があります。また、状況に応じて、公用請求を行う場合は、茅ヶ崎市が代理者として請求することに同意します。

子どもの様子に関すること

- アレルギーや服薬の対応がある場合、保育園での対応が可能であるかを園に確認してください。
- 乳幼児健診の結果等について、保健師等に情報提供を求めることに同意します。
- 入園前の面談において、児童の発育段階や疾患等により、児童を安全に預かることが困難であると判断した際、内定施設・市及び保護者で協議を行った結果、入所が取消になる場合があります。

申込み内容に関すること

- 申請書の有効期限は申込みの年度内（3月まで）です。有効期限を過ぎた申請書は、審査から除外されます。（4月申込みは取り扱いが異なります）
- 申請内容の変更は、審査締め切り日まで（毎月10日または10日が土日祝日の場合は直前の平日）になります。
- 一人でも多くの児童が入所できるように調整するため、点数が高い方でも第2希望以降の保育所等に入所決定する場合があります。
- 取下げを希望する場合、電話等により取下げの意思を確認した時点で審査対象から除外されます。
- 転園等により内定となった場合、元の保育所等は退園となり、戻ることはできません。
- 優先順位について、待機してもよい を選択した場合は、「点数なし」となります。他の方を優先するため、クラス定員が充足し、のちに、今すぐ入所を希望 を選択した場合であっても、希望時期に入所できず、待機となる可能性があります。定員に余裕がある園の待機者が「点数なし」だけだった場合、空きありと公表することがあります。また、「点数なし」の児童を入所させずに、他の保育の必要性が高い児童を入所させる場合があります。
- 子どもの健康状態等が記載内容と異なる場合、入所が取消になる場合があります。

入所内定後に関すること

- ご家庭の状況が変更した場合は、保育課まで速やかに届出てください。

入所内定後、内定取消・退園になる条件に関すること

- 保育の必要性事由がなくなった場合。
- 入所審査の公平性が保てないと認められる場合。（例）就労時間の大幅な減少や保育の必要性がなくなった場合等
- 入所内定時、出産連絡票の提出がなく、入所後、2か月以内に出産予定があった場合。
- 求職要件で入所後、60日以内に就労が開始できなかった場合。
- 入所後、翌月10日までに育児休業中からの復職ができなかった場合。
- 子どもを安全にお預かりすることができないと判断された場合。（例）アレルギーや服薬等の対応体制が整わない場合等

保育料納入について

- 保育料は定められた金額を期日までに支払うことに同意します。
- 保育料を滞納した場合、保育課から利用中の保育所等へ滞納状況を説明することに同意します。その後、利用中の保育所等から滞納額の支払いについて催促されることに同意します。また、小規模保育事業等から滞納状況について情報提供を受けることに同意します。
- 上記対応でも滞納状況が改善されない場合、滞納額の支払いについて保育課職員が送迎時に保育所等を訪問することに同意します。

その他

- 入所後、子どもが保育所等に慣れるまでの約2週間程度、慣らし保育が必要です。原則、省略することはできません。
- 子どもの状況や保護者の保育の必要性について、入所調整対象施設及び内定施設へ情報提供を行う場合があります。
- 保護者の保育の必要性の確認のため、就労内容について勤務先へ照会する場合があります。
- 現在もしくは過去に保育料を滞納していた場合（きょうだい含む）は、-15点が適用されます。
- 内定を辞退した場合は、辞退した月の年度末まで-6点が付き続けます。
- 初めての申込みのみ待機通知を送付します。その後の有効期限内は、取下げ等がなされるまで引き続き審査を継続します。（4月申込みは待機となった場合のみ送付されます）

年 月 日

上記確認項目について、全て同意の上で申込みます。

保護者署名 (父)

(母)

自由記載欄